

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（老齡基礎年金の額の計算の特例）</p> <p>第十三条 附則別表第四の上欄に掲げる者については、国民年金法第二十七条（同法第二十八条第四項及び附則第九条の二第四項において適用する場合並びに同法第五十条及び附則第九条の三第二項においてその例による場合を含む。）中「四百八十」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 前項の規定によつて老齡基礎年金の額が計算される者については、国民年金法第二十八条第四項中「同条に定める額」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第十七条第一項に定める額」と、同法附則第九条の二第四項中「同条に定める額」とあるのは「昭和六十年改正法附則第十七条第一項に定める額」とする。</p> <p>3（略）</p> <p>（六十五歳以上の国民年金の被保険者等に係る老齡基礎年金の特例）</p> <p>第十八条（略）</p>	<p>附則</p> <p>（老齡基礎年金の額の計算の特例）</p> <p>第十三条 附則別表第四の上欄に掲げる者については、国民年金法第二十七条（同法第二十八条第三項及び附則第九条の二第四項において適用する場合並びに同法第五十条及び附則第九条の三第二項においてその例による場合を含む。）中「四百八十」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 前項の規定によつて老齡基礎年金の額が計算される者については、国民年金法第二十八条第三項中「同条に定める額」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第十七条第一項に定める額」と、同法附則第九条の二第四項中「同条に定める額」とあるのは「昭和六十年改正法附則第十七条第一項に定める額」とする。</p> <p>3（略）</p> <p>（六十五歳以上の国民年金の被保険者等に係る老齡基礎年金の特例）</p> <p>第十八条（略）</p>

2～4 (略)

5 第一項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過した日(以下この条において「一年を経過した日」という。）」と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」とする。

6・7 (略)

(従前の母子福祉年金及び準母子福祉年金)

第二十八条 (略)

2～9 (略)

10 第一項の規定により支給する遺族基礎年金に係る支給の停止及び支給の調整については、この附則及び新国民年金法に別段の定めがあるもののほか、旧国民年金法第二十条、第四十一条の四第一項から第四項まで、第四十一条の五第一項及び第二項、第六十四条の五から第六十五条まで、第六十六条第三項から第五項まで並びに第六十七条並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)附則第二十五条第三項の規定の例による。この場合において、旧国民年金法第六十五条第一項中「該当するとき」とあるのは、「該当するとき(第二号及び第三号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。）」と読み替えるものとする。

11 (略)

2～4 (略)

5 第一項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する前に」とあるのは「その受給権を取得したときから起算して一年を経過する日前に」と、「六十五歳に達した」とあるのは「その受給権を取得した」とする。

6・7 (略)

(従前の母子福祉年金及び準母子福祉年金)

第二十八条 (略)

2～9 (略)

10 第一項の規定により支給する遺族基礎年金に係る支給の停止及び支給の調整については、この附則及び新国民年金法に別段の定めがあるもののほか、旧国民年金法第二十条、第四十一条の四第一項から第四項まで、第四十一条の五第一項及び第二項、第六十四条の五から第六十五条まで、第六十六条第三項から第五項まで並びに第六十七条並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)附則第二十五条第三項の規定の例による。

11 (略)

(旧国民年金法による給付)

第三十二条 (略)

2、10 (略)

11 旧国民年金法第四十一条第二項から第四項までの規定(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む、これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は同法による母子年金及び準母子年金について、同法第六十五条から第六十八条まで並びに第七十九条の二第五項及び第六項の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は同法による老齢福祉年金について、それぞれなおその効力を有する。この場合において、旧国民年金法第六十五条第一項中「該当するとき」とあるのは「該当するとき(第二号及び第三号に該当する場合にあつては、厚生労働省令に定める場合に限る。)」と読み替えるものとする。

12、14 (略)

(老齢厚生年金の支給開始年齢等の特例)

第五十八条 (略)

2 附則第十二条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する者は、厚生年金保険法附則第七条の三第一項第三号、第八条の二第三項、第九条の四第一項、第四項及び第六項、第十一条の三第三項並びに第十三条の五第七項並びに平成六年改正法附則第十五条第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定に規定する坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上であるものとみなす。

(老齢厚生年金の額の計算の特例)

(旧国民年金法による給付)

第三十二条 (略)

2、10 (略)

11 旧国民年金法第四十一条第二項から第四項までの規定(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む、これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は同法による母子年金及び準母子年金について、同法第六十五条から第六十八条まで並びに第七十九条の二第五項及び第六項の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は同法による老齢福祉年金について、それぞれなおその効力を有する。

12、14 (略)

(老齢厚生年金の支給開始年齢等の特例)

第五十八条 (略)

2 附則第十二条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する者は、厚生年金保険法附則第七条の三第一項第三号、第八条の二第三項、第九条の四第一項、第四項及び第六項、第十一条の三第四項並びに第十三条の五第七項並びに平成六年改正法附則第十五条第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定に規定する坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上であるものとみなす。

(老齢厚生年金の額の計算の特例)

第五十九条（略）

2 老齢厚生年金（厚生年金保険法附則第八条又は平成六年改正法附則第十五条第一項若しくは第三項の規定により支給する老齢厚生年金を除く。）の額は、当分の間、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、同法第四十三条第一項及び第四十四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。

一 千六百二十八円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）に厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この項において同じ。）の月数（当該月数が四百八十を超えるときは、四百八十とする。）を乗じて得た額

二（略）

3・4（略）

（中高齢者等に係る老齢厚生年金の加給年金額等の特例）

第六十一条 附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者について、附則第十四条第一項（第一号に限る。）、厚生年金保険法第四十四条第一項若しくは第三項（同法附則第九条の二第二項、第九条の三第二項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第三項及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並び

第五十九条（略）

2 老齢厚生年金（厚生年金保険法附則第八条又は平成六年改正法附則第十五条第一項若しくは第三項の規定により支給する老齢厚生年金を除く。）の額は、当分の間、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、同法第四十三条第一項及び第四十四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。

一 千六百二十八円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）に厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この項において同じ。）の月数（当該月数が四百四十四を超えるときは、四百四十四とする。）を乗じて得た額

二（略）

3・4（略）

（中高齢者等に係る老齢厚生年金の加給年金額等の特例）

第六十一条 附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者について、附則第十四条第一項（第一号に限る。）、厚生年金保険法第四十四条第一項若しくは第三項（同法附則第九条の二第二項、第九条の三第二項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第三項及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並び

に第二十七条第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。）、
第四十六条第六項、第六十二条第一項の規定又は同法附則第十六条
の規定を適用する場合において、その者の老齢厚生年金の額の計算の
基礎となる被保険者期間の月数が二百四十に満たないときは、当該月
数は二百四十であるものとみなす。

2 (略)

(老齢厚生年金の支給停止の特例)

第六十二条 老齢厚生年金（厚生年金保険法附則第八条の規定によるも
の及び政令で定めるものを除く。）に係る同法第四十六条第一項及び
第四項、第三百三十三条の二第三項並びに第六百六十三条の三第一項の規
定の適用については、当分の間、同法第四十六条第一項中「加給年金
額」とあるのは「加給年金額及び国民年金法等の一部を改正する法律
（昭和六十年法律第三十四号）附則第五十九条第二項に規定する加算
額」と、「全部」とあるのは「全部（同項に規定する加算額を除く。
）」と、同条第四項中「加給年金額」とあるのは「加給年金額
及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号
）附則第五十九条第二項に規定する加算額」と、「加給年金額」と
いう。）」とあるのは「加給年金額」という。）」及び国民年金法等の
一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五十九条第
二項に規定する加算額（以下この項において「加算額」という。）」と、
「（加給年金額」とあるのは「（加給年金額及び加算額」と、「
全部」とあるのは「全部（同項に規定する加算額を除く。）」と
、「全部（支給停止基準額が、基金に加入しなかつた場合の老齢厚生
年金の額に満たないときは、加給年金額」とあるのは「全部（加算額
（支給停止基準額が、基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額

に第二十七条第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。）、
第四十六条第四項、第六十二条第一項の規定又は同法附則第十六条
の規定を適用する場合において、その者の老齢厚生年金の額の計算の
基礎となる被保険者期間の月数が二百四十に満たないときは、当該月
数は二百四十であるものとみなす。

2 (略)

(老齢厚生年金の支給停止の特例)

第六十二条 老齢厚生年金（厚生年金保険法附則第八条の規定によるも
の及び政令で定めるものを除く。）に係る同法第四十六条第一項及び
第二項、第三百三十三条の二第三項並びに第六百六十三条の三第一項の規
定の適用については、当分の間、同法第四十六条第一項中「加給年金
額」とあるのは「加給年金額及び国民年金法等の一部を改正する法律
（昭和六十年法律第三十四号）附則第五十九条第二項に規定する加算
額」と、「全部」とあるのは「全部（同項に規定する加算額を除く。
）」と、同条第二項中「加給年金額」とあるのは「加給年金額
及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号
）附則第五十九条第二項に規定する加算額」と、「加給年金額」と
いう。）」とあるのは「加給年金額」という。）」及び国民年金法等の
一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五十九条第
二項に規定する加算額（以下この項において「加算額」という。）」と、
「（加給年金額」とあるのは「（加給年金額及び加算額」と、「
全部」とあるのは「全部（同項に規定する加算額を除く。）」と
、「全部（支給停止基準額が、基金に加入しなかつた場合の老齢厚生
年金の額に満たないときは、加給年金額」とあるのは「全部（加算額
（支給停止基準額が、基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額

に満たないときは、加給年金額及び加算額」と、同法第三百三十三条の二第三項中「(加給年金額を」とあるのは「(加給年金額及び国民年金法等の一部を改正する法律附則第五十九条第二項に規定する加算額(以下この項において「加算額」という。)を」と、同項第二号中「加給年金額が」とあるのは「加給年金額又は加算額が」と、「加給年金額を」とあるのは「加給年金額及び加算額を」と、同法第六十三条の三第一項中「加給年金額」という。」「とあるのは「加給年金額」という。)(又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第五十九条第二項に規定する加算額(以下この項において「加算額」という。))と、「と、「加給年金額を控除」とあるのは「加給年金額及び加算額を控除」と、「加給年金額を除く」とあるのは「加給年金額及び加算額を除く」とする。

2 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(当該老齢厚生年金に係る同法附則第九条の二第二項第一号に規定する額が当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間(当該被保険者期間について附則第六十一条の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の当該被保険者期間とする。))を基礎として計算した附則第五十九条第二項第二号に規定する額を超えるものに限る。)(に係る同法附則第十一条の四、第十一条の六第四項、第五項及び第八項、第十三条第三項及び第四項並びに第十三条の二第二項並びに平成六年改正法附則第二十四条第三項から第五項まで、第二十六条第三項、第四項、第八項及び第九項並びに第二十八条第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

に満たないときは、加給年金額及び加算額」と、同法第三百三十三条の二第三項中「(加給年金額を」とあるのは「(加給年金額及び国民年金法等の一部を改正する法律附則第五十九条第二項に規定する加算額(以下この項において「加算額」という。)を」と、同項第二号中「加給年金額が」とあるのは「加給年金額又は加算額が」と、「加給年金額を」とあるのは「加給年金額及び加算額を」と、同法第六十三条の三第一項中「加給年金額」という。」「とあるのは「加給年金額」という。)(又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第五十九条第二項に規定する加算額(以下この項において「加算額」という。))と、「と、「加給年金額を控除」とあるのは「加給年金額及び加算額を控除」と、「加給年金額を除く」とあるのは「加給年金額及び加算額を除く」とする。

2 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(当該老齢厚生年金に係る同法附則第九条の二第二項第一号に規定する額が当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間(当該被保険者期間について附則第六十一条の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の当該被保険者期間とする。))を基礎として計算した附則第五十九条第二項第二号に規定する額を超えるものに限る。)(に係る同法附則第十一条の四、第十一条の六第四項、第五項及び第八項、第十三条第三項及び第四項並びに第十三条の二第三項並びに平成六年改正法附則第二十四条第三項から第五項まで、第二十六条第三項、第四項、第八項及び第九項並びに第二十八条第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

(旧厚生年金保険法による給付)

第七十八条 (略)

2～5 (略)

6 第一項に規定する年金たる保険給付のうち次の表の第一欄に掲げるものについては、同表の第二欄に掲げる老齡厚生年金とみなして、同表の第三欄の法律の同表の第四欄に掲げる規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)			
老齡年金、通算老齡年金及び特例老齡年金(その受給権者が六十五歳以上であるものに限る。)	厚生年金保険法第四十二条の規定による老齡厚生年金	厚生年金保険法	第四十六条第一項及び第二項、第三百三十三条の二第一項から第四項まで並びに第六十三条の三第一項及び第二項

7～10 (略)

(厚生年金基金の老齡年金給付の費用の負担に関する経過措置)

第八十四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による厚生年金保険の管掌者たる政府の負担は、老齡厚

(旧厚生年金保険法による給付)

第七十八条 (略)

2～5 (略)

6 第一項に規定する年金たる保険給付のうち次の表の第一欄に掲げるものについては、同表の第二欄に掲げる老齡厚生年金とみなして、同表の第三欄の法律の同表の第四欄に掲げる規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)			
老齡年金、通算老齡年金及び特例老齡年金(その受給権者が六十五歳以上であるものに限る。)	厚生年金保険法第四十二条の規定による老齡厚生年金	厚生年金保険法	第四十六条第一項及び第二項、第三百三十三条の二第一項から第四項まで並びに第六十三条の三第一項及び第二項

7～10 (略)

(厚生年金基金の老齡年金給付の費用の負担に関する経過措置)

第八十四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による厚生年金保険の管掌者たる政府の負担は、老齡厚

生年金若しくは厚生年金保険法による特例老齢年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付に要する費用について行うものとし、その額は、次の各号に定める額とする。

一 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月一日以前に生まれたもの（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項に規定する者を含む。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ（略）

ロ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日前の期間につき旧厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額に十分の八を乗じて得た額（当該受給権者が昭和十七年四月二日以後に生まれた者であるときは、当該施行日前の期間につきイの規定の例により計算した額）と当該加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日から平成十五年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額と当該加入員たる被保険者であつた期間のうち同日から平成十七年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法附則第二十四条第一項第一号ロの規定の例により計算した額と同日以後の期間につき厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額（同法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付であつて六十五歳未満の者に支給するものの額に相当する額を除く。）とを合算した額

生年金若しくは厚生年金保険法による特例老齢年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付に要する費用について行うものとし、その額は、次の各号に定める額とする。

一 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月一日以前に生まれたもの（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項に規定する者を含む。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ（略）

ロ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日前の期間につき旧厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額に十分の八を乗じて得た額（当該受給権者が昭和十七年四月二日以後に生まれた者であるときは、当該施行日前の期間につきイの規定の例により計算した額）と当該加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日から平成十二年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額と当該加入員たる被保険者であつた期間のうち同日以後の期間につき平成十二年改正法附則第二十三条第一項の規定の例により計算した額とを合算した額

二 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれ、かつ、施行日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ（略）

ロ イに掲げる期間のうち平成十五年四月一日前の期間につき平成十二年改正法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百十二条第二項の規定の例により計算した額とイに掲げる期間のうち同日から平成十七年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法附則第二十四条第一項第一号ロの規定の例により計算した額と同日以後の期間につき厚生年金保険法第三百十二条第二項の規定の例により計算した額（同法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付であつて六十五歳未満の者に支給するものの額に相当する額を除く。）とを合算した額

三 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十八年四月二日以後に生まれ、かつ、平成十七年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち平成十七年四月一日以後の期間につき平成十二年改正法附則第二十三条第一項（附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により計算した額

ロ イに掲げる期間につき厚生年金保険法第三百十二条第二項の規

二 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれ、かつ、施行日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ（略）

ロ イに掲げる期間のうち平成十二年四月一日前の期間につき平成十二年改正法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百十二条第二項の規定の例により計算した額とイに掲げる期間のうち同日以後の期間につき平成十二年改正法附則第二十三条第一項の規定の例により計算した額とを合算した額

三 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十八年四月二日以後に生まれ、かつ、平成十二年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち平成十七年四月一日以後の期間につき附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法附則第二十三条第一項の規定の例により計算した額

ロ イに掲げる期間につき平成十二年改正法附則第二十三条第一項

定の例により計算した額（同法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付であつて六十五歳未満の者に支給するものの額に相当する額を除く。）

四（略）

4
6（略）

の規定の例により計算した額

四（略）

4
6（略）